

2013年6月19日 全6頁

# 株式保有会社の相続税評価の緩和

## 「大会社」の株式保有割合「25%以上」から「50%以上」に改正

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 2013年（平成25年）5月27日、国税庁は「財産評価基本通達」を一部改正した。これは、「大会社」における株式保有特定会社の判定基準を改正するものである。
- 取引相場のない株式の相続等をした際には、会社の規模に応じて、原則として類似業種比準方式・純資産価額方式・併用方式などにより株式の評価を行う。ただし、「株式保有特定会社」に該当する場合については、純資産価額方式または「S1+S2」方式により評価を行うことになる。
- 従来は、「大会社」においては株式保有割合が25%以上の場合に株式保有特定会社としていたが、改正後は、50%以上の場合に株式保有特定会社とする。
- この改正は、平成25年5月27日以後に相続等が行われた場合に適用される。また、平成25年5月26日以前に行われた相続等について、平成25年5月27日以後に申告をする場合にも適用することができる。
- 既に申告書を提出済であっても、過去に遡って改正後の基準を適用することにより、相続税等が納めすぎになる場合は、この通達の改正を知った日から2ヵ月以内に所轄の税務署に更正の請求をすることにより、納めすぎの税額が還付される（ただし、法定申告期限から既に5年（贈与税の場合は6年）を経過している相続税等については、減額できない）。

## 1. 従来の株式保有特定会社の財産評価の概要

### 取引相場のない株式の評価の概要

相続税法では、相続・遺贈・贈与（以下、相続等）により取得した財産の評価は時価によるという原則を示しており、個別の財産の具体的な評価方法は、主に国税庁の財産評価基本通達（評価通達）により定められている。

取引相場のない株式の評価については、財産評価基本通達により、会社の規模に応じて、原則として、類似業種比準方式・純資産価額方式・併用方式の3方式のいずれかにより算出する。

類似業種比準方式とは、その会社と類似の業種を営んでいる会社の株価から評価額を計算する方式である。純資産価額方式は、その会社の純資産から評価額を計算する方式である。併用方式はこの 2 つの方式を併用する（一定割合を類似業種比準方式により計算し、残りの割合を純資産価額方式で計算する）方式である。

原則としてこれらの 3 種類の方式で評価額を求める（このような原則的評価方法が適用される会社を一般評価会社という）が、会社の資産の保有状況や営業状態等が一般評価会社とは異なる特定評価会社の場合は、会社の種類に応じて純資産価額方式などで計算する。

なお、株式の所有者が同族株主等以外の場合は、これらの方法のほか、配当還元方式（配当額から株式の評価額を計算する方式）を選択することも可能である。

図表 1 取引相場のない株式の評価方式の概要

	同族株主等(原則的評価方式)	同族株主等以外の株主
一般評価会社	類似業種比準方式 純資産価額方式 併用方式 のいずれか	左記のほか、 配当還元方式を選択可能
特定評価会社	純資産価額方式など	左記のほか、 配当還元方式を選択可能

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

### 株式保有特定会社の評価（従来の基準）

類似業種比準方式においては、配当・利益・純資産価額（簿価ベース）の 3 要素を類似業種と比較することで、株価を評価する。

一方、純資産価額方式においては、会社資産の相続税評価額（すなわち、時価ベース）をもとに株価を評価する。

このため、会社資産に占める株式等の割合が高く、かつ含み益が生じている状況においては、時価ベースを用いる純資産価額方式よりも、簿価ベースを用いる類似業種比準方式の方が、一般的に評価額が低くなりやすい。

「この開差がこれを利用した租税回避行為の原因にもなっていることから、課税の公平の観点から、そのような開差の是正及び評価の一層の適正化を図る目的で」<sup>1</sup>、特定評価会社の一類型として、「株式保有特定会社」の区分が平成 2 年 8 月 3 日付の通達により新設（平成 2 年 9 月 1 日以後の相続等について適用）された<sup>2</sup>。

具体的には、財産評価基本通達 189(2)において、会社の総資産に占める株式および出資の価

<sup>1</sup> 「平成 24 年 3 月 2 日、東京地方裁判所、民事第 3 部、判決、平成 21 年（行ウ）28 号」（以下、東京地裁判決）における被告（国）の主張部分より引用。

<sup>2</sup> このほか、特定評価会社には比準要素数 1 の会社、土地保有特定会社、開業後 3 年未満の会社等、開業前または休業中の会社、清算中の会社があり、それぞれ評価方法が定められている。

額の合計額の割合（株式保有割合）が、大会社では25%以上の場合、中会社・小会社では50%以上の場合に「株式保有特定会社」とされた（従来の基準）。

「株式保有特定会社」に該当する場合の株式の評価額は純資産価額方式または、図表2に示す「 $S_1 + S_2$ 」方式で計算される（納税者がいずれかを選択する）。

このような方式で計算することとした理由は、「『株式保有特定会社の株式』の評価方法としては、その資産価値をよく反映し得る純資産価額方式を原則的な評価方法として定めた。しかしながら、上記の基準（筆者注：株式保有割合のこと）により抽出される株式保有特定会社の株式には、その会社の営業の実態に応じ実質的に類似業種比準方式の適用も受けられるよう、納税者の選択により『 $S_1 + S_2$ 』の計算によっても評価できるものとしている<sup>3</sup>とされていた。

図表2 「 $S_1 + S_2$ 」方式における評価額

<p>評価額 = <math>S_1 + S_2</math></p> <p><math>S_1</math> : 株式保有特定会社の株式について原則的評価方式（類似業種比準方式、純資産価額方式、併用方式のいずれか）を一定の条件の下で当てはめて計算した額</p> <p><math>S_2</math> : 以下の計算式で求められる額</p> $\frac{\text{株式等の価額の合計額 (相続税評価額)} - \left[ \text{株式等の価額の合計額 (相続税評価額)} - \text{株式等の価額の合計額 (簿価)} \right] \times \text{法人税等相当率 (現在は42\%※)}}{\text{課税時期の発行済株式数}}$	
<p>※平成24年4月1日以後の相続等において、42%とされている。</p>	

（出所）財産評価基本通達をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

## 2. 株式保有割合が25%以上である大会社の株式の評価額についての裁判

平成15年度に発生した相続により、相続人の一部（以下、X）が、自らの取得した会社（以下、A社）の株式について、「株式保有特定会社」にあたらぬものとして相続税額等を算出し申告した。しかし、国はA社の株式を「株式保有特定会社」にあたるものとして相続税額等を算出し増額更正などの課税処分を行ったところ、Xはこれを不服として提訴を行った。

A社は大会社に相当し、国側の主張によるとA社の株式保有割合は25.9%（株式保有特定会社の判定上の割合は1%未満の端数を切り捨てて25%）であり、財産評価基本通達189(2)に従えば「株式保有特定会社」にあたることになる。

<sup>3</sup> 山田弘・国税庁資産評価企画官補佐「相続税財産評価通達(株式関係)の一部改正の解説」（『商事法務』No. 1229、pp. 102-105、1990年）より引用。

しかし、Xは「被告（筆者注：国）が評価通達 189 の(2)に定める基準の合理性の根拠として掲げる法人企業統計（筆者注：国内の営利法人等の活動実態についての統計）に基づく数値でも、有価証券が総資産に占める割合は、本件相続が生じた平成 15 年度において 17.39%であり、25%から大きく離れた数値とはいえない」<sup>4</sup>として、25%という株式保有割合は、平成 15 年度における法人企業の統計的な平均値から大きく離れた数値ではないと主張した。

その上で、「例えば、株式保有割合 50%超というようなその数値だけで持株会社と分類することに合理性のある数値を用いるのならばともかくとして、株式保有割合 25%以上という数値のみをもって持株会社と位置づけることは通常はない数値であり、かつ、一般的な企業における株式保有割合と著しくかい離していることが明らかでもない数値をもって、一律に株式保有特定会社としてしまうという基準は、相当ではない」<sup>5</sup>などとして財産評価基本通達 189 (2) の非合理性を訴え、課税処分を取り消しを主張した。

## 東京地裁判決

平成 24 年 3 月 2 日、東京地方裁判所（以下、東京地裁）は X の訴えを認め、国の課税処分を取り消す判決を出した。

東京地裁は、「評価通達の平成 2 年改正がされた当時においては、（中略）評価通達に定めるところにより算定した株式保有割合が 25%以上である大会社につき、一律に、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っているものとして株式保有特定会社に該当するものと扱うことには、（中略）合理性があったものというべきである」<sup>6</sup>と、平成 2 年の通達改正時の基準に合理性があるものと判断した。

しかし、「評価通達の平成 2 年改正がされた後、平成 9 年の独占禁止法の改正によって従来は全面的に禁止されていた持株会社が一部容認されることとなり（同法 9 条 4 項 1 号参照）、これを契機として、商法等において、持株会社や完全親子会社を創設するための株式交換等の制度の創設、会社の合併に関する制度の合理化、会社分割制度の創設といった企業の組織再編に必要な規定の整備が進められるなど、本件相続の開始時においては、評価通達の平成 2 年改正がされた当時と比して、会社の株式保有に関する状況は大きく変化したものというべき」<sup>7</sup>とした。

その上で、「少なくとも本件相続の開始時においては、評価通達に定めるところにより算定した株式保有割合が 25%以上である大会社の全てについて、一律に、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っており、その株式の価額の評価において類似業種比準方式を用いるべき前提を欠くものと評価すべきとまでは断じ難いものというべきである。そうすると、少なくとも本件相続の開始時を基準とすると、評価通達 189 の(2)の定め

<sup>4</sup> 東京地裁判決より引用。

<sup>5</sup> 東京地裁判決より引用。

<sup>6</sup> 東京地裁判決より引用。

<sup>7</sup> 東京地裁判決より引用。

うち、大会社につき株式保有割合が 25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達 189-3 の定めにより評価すべきものとする部分については、いまだその合理性は十分に立証されているものとは認めるとは認めない」とした。<sup>8</sup>

したがって、A社が株式保有特定会社に該当するか否かについて「株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断」<sup>9</sup>した上で、「その株式の価額の評価において類似業種比準方式を用いるべき前提を欠く株式保有特定会社に該当するものとは認めるとは認めないものというべきである」<sup>10</sup>とした。

### 東京高裁判決

国は控訴したが、平成 25 年 2 月 28 日、東京高等裁判所（以下、東京高裁）は、控訴を棄却する判決を出した。国が上告しなかったため、判決は確定した。

東京高裁は、大会社の株式保有割合の基準について、平成 2 年当時は合理性を有していたという東京地裁の判断を是認した。その上で、本件相続時（すなわち平成 15 年度）においてもなお合理性を有していたか検討を行い、「評価通達 189 の(2)の定めのうち、大会社につき株式保有割合が 25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社と定める本件判定基準が本件相続開始時においてもなお合理性を有していたものとはいえない」<sup>11</sup>と判断した。

したがって、東京地裁判決と同様に、A社について株式保有割合に加え、企業規模・事業の実態等を総合考慮した上で、類似業種比準方式を用いるべき前提を欠く株式保有特定会社に該当するとは認められないと判断した。

本件に限らず、平成 15 年度において、大会社につき株式保有割合 25%以上をもって株式保有特定会社とする基準を、「合理性を有していたものとはいえない」という東京高裁の判断が下されたため、通達を改正する必要性が生じた。

### 3. 財産評価基本通達の改正

東京高裁の判決を受け、国税庁は、現下の上場会社の株式等の保有状況に基づき、財産評価基本通達 189(2)における大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準を改正した。

具体的には、大会社において株式保有特定会社とする株式保有割合を「25%以上」から「50%以上」に改正した。

<sup>8</sup> 東京地裁判決より引用。

<sup>9</sup> 東京地裁判決より引用。

<sup>10</sup> 東京地裁判決より引用。

<sup>11</sup> 「平成 25 年 2 月 28 日、東京高等裁判所、判決、平成 24 年（行コ）124 号」より引用。

図表3 株式保有特定会社とする株式保有割合の判定基準

	改正前	改正後
大会社	25%以上	50%以上
中会社	50%以上	50%以上
小会社	50%以上	50%以上

(出所)財産評価基本通達より大和総研金融調査部制度調査課作成

国税庁は「高裁判決においては、株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するとしているが、これは、改正前の評価通達 189(2)における大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準（以下『大会社の判定基準』という。）（25%以上）が合理性を有していたものとはいえないことを前提としているためであり、『大会社の判定基準』が合理性を有するものであれば、企業としての規模や事業の実態等を総合考慮することまでを求めるものではないと解される（下線部は筆者による）」<sup>12</sup>としている。

この改正は、平成 25 年 5 月 27 日以後に相続等が行われた場合に適用される。

平成 25 年 5 月 27 日以後に相続税等の申告をする者が、平成 25 年 5 月 26 日以前に相続等により取得した財産を評価する場合にも適用することができる。

さらに、「本改正は判決に伴うものであるため、通則法施行令第 6 条第 1 項第 5 号に規定する更正の請求の事由に該当し、過去に遡って改正後の評価通達を適用することにより、過去の相続税等の申告の内容に異動が生じ相続税等が納めすぎになる場合には、通則法第 23 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、本改正を知った日の翌日から 2 月以内に所轄の税務署に更正の請求をすることができる。なお、法定申告期限等から既に 5 年（贈与税の場合は 6 年）を経過している相続税等については、法令上、減額できない（本改正に係る改正後の評価通達を適用できない）ことに留意する。」<sup>13</sup>としている。

【以上】

<sup>12</sup> 国税庁資産評価企画官資産課税課「『財産評価基本通達の一部改正について』通達等のあらましについて（情報）」（平成 25 年 5 月 28 日）の別添（以下、国税庁情報）より引用。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hyoka/130528/pdf/01.pdf>

<sup>13</sup> 国税庁情報より引用。